

只木ゼミ後期第9問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

1. 弁護レジュメ 1 頁 29 行目に「未だ人の支配可能性を脱したことはない」とあるが、弁護側は人の支配可能性の範囲をどのように解してかかる結論を出しているのか。
2. 弁護レジュメ 1 頁 31 行目に独立燃焼説について「放火の既遂時期が早すぎて」とあるが、「損壊」が物の効用を害した際に認められていることに鑑みれば、毀棄説と独立燃焼説それぞれの既遂時期に実質的な違いがないのではないか。

以上